

1	組 織 名 称 (略 称)	IPTV Forum Japan (IPTVFJ) http://www.iptvforum.jp/						
2	分 類	活動目的	◎	仕様策定	—	実装・検証	オープン ソース	該当なし
			○	試験・認証	○	普及・啓発		
			—	その他()				
		対 象 技 術 分 野	⑥情報技術(サー ビス・アプリケーシ ョン関連)		対象サービス		⑤映像・マルチメディア 関連	
	技 術 M A P	活動エリア	① 固定系領域を 中心に活動を実 施		活動領域		⑦APL(アプリケーション) 領域の活動を実施	
3	目 的	IPTVサービス(インターネットや、事業者により管理された通信網等、ネットワーク構成を問わず、広くIPネットワークによる映像配信サービスを指す。以下同じ)及び次世代スマートテレビサービス(テレビ放送とウェブアプリケーションの連携により新たな視聴スタイルを提供するテレビサービスを指す。以下同じ)の実現・普及を図る観点から、オープンなIPTVサービス及び次世代スマートテレビサービスを実現するために必要な送信・受信に関する規定、受信機仕様及びそれらに関連する技術仕様等の策定・運用等を行うとともに、IPTVサービス及び次世代スマートテレビサービスにおける共通課題の検討、社員の技術力の向上等の取組によりIPTVサービス及び次世代スマートテレビサービスの高度化を促進し、もってIPTVサービス及び次世代スマートテレビサービスの利用者の利便性の向上に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。 ＜事業内容＞ 1. IPTVサービスに関する技術仕様の策定 2. IPTVサービスに関する技術仕様の維持・更改 3. IPTVサービスに関する技術仕様の頒布 4. IPTVサービスに関する技術仕様の実用化に向けた試験等への協力 5. IPTVサービスの普及、利用促進、周知広報 6. 次世代スマートテレビサービスに関する技術仕様の策定 7. 次世代スマートテレビサービスに関する技術仕様の維持・更改 8. 次世代スマートテレビサービスに関する技術仕様の頒布 9. 次世代スマートテレビサービスに関する技術仕様の実用化に向けた試験等への協力 10. 次世代スマートテレビサービスの普及、利用促進、周知広報 11. 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業						
4	組 織 構 成	事業の実施のために、以下の組織を設置 ・社員総会:社員全員で構成 ・理事会:理事により構成 ・技術委員会:技術仕様の策定、維持・更改、発行等に関する具体的な審議を実行 ・運営会議:当法人の運営に関する事項について検討						
5	参 加 資 格 費	区分						
		会 員 区 分	説 明		総会/委員会 議 決 権		資 格 な ど	
		社員 A	設立時社員		1 票		社員総会/委員会/WG への参 加・議案提案	
		社員 B	社員 A 以外					
		協賛 会 員 A			なし		社員総会/委員会などの資料 閲覧	
協賛 会 員 B	会費等に関する規則で 規定される法人のう ち、特に希望する法人							

		年会費(1口は6万円)																				
		<table><tr><th colspan="2">会員区分</th><th>年会費</th></tr><tr><td colspan="2">社員 A</td><td>10 口以上</td></tr><tr><td rowspan="3">社員 B</td><td>資本金 300 億円以上</td><td>8 口以上</td></tr><tr><td>資本金 10 億円以上、300 億円未満</td><td>5 口以上</td></tr><tr><td>資本金 10 億円未満</td><td>2 口以上</td></tr><tr><td colspan="2">協賛会員 A</td><td>1 口以上</td></tr><tr><td colspan="2">協賛会員 B</td><td>0.5 口以上</td></tr></table>		会員区分		年会費	社員 A		10 口以上	社員 B	資本金 300 億円以上	8 口以上	資本金 10 億円以上、300 億円未満	5 口以上	資本金 10 億円未満	2 口以上	協賛会員 A		1 口以上	協賛会員 B		0.5 口以上
会員区分		年会費																				
社員 A		10 口以上																				
社員 B	資本金 300 億円以上	8 口以上																				
	資本金 10 億円以上、300 億円未満	5 口以上																				
	資本金 10 億円未満	2 口以上																				
協賛会員 A		1 口以上																				
協賛会員 B		0.5 口以上																				
6	主 要 メ ン バ (2020年7月現在) (注1)	役員18名 主要メンバー:社員A(12社) 株式会社NTTぷらら、KDDI株式会社、シャープ株式会社、ソニー株式会社、株式会 社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、株式会社東京放送ホールディングス、日本テ レビ放送網株式会社、日本電信電話株式会社、日本放送協会、パナソニック株式 会社、株式会社フジテレビジョン うち日本企業:12社 会員数:120社 うち日系企業数:109社																				
7	他 団 体 ・ 組 織 と の 関 係	リエゾンなど ホームページに、Marlin利用者連絡会、ARIB(社団法人電波産業会)、Dpa(社団 法人デジタル放送推進協会)へのリンクあり																				
8	T T C 活 動 と の 関 連 性 (注2)	TTCの専門委員会活動との関係(☑関係あり、□関係なし) 関係する場合の専門委員会名(右欄より選択) 理由:	①マルチメディア応用																			
9	活 動 状 況	(発行ドキュメント・ソフト、会合開催状況など) 2019 年 9 月 27 日改定 CDN スコープ サービスアプローチ仕様 1.4 版 2019 年 5 月 14 日改定 HTML5 ブラウザ仕様 2.5 版、ハイブリッドキャスト運用規定 2.8 版 2018 年 11 月 19 日 2018 年国際放送機器展(InterBEE2018)に出展致しました。 2018 年 11 月 16 日策定 高度 BS デジタル放送 IP 再放送運用規定 1.0 版 2018 年 9 月 21 日改定 放送通信連携システム仕様 2.2 版																				
10	設 立 時 期	2008 年 5 月																				
11	本 部 所 在 地	所在地:〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-8 一光赤坂ビル 2F E-mail: sec@iptvforum.jp																				
12	関 連 標 準 化 技 術	IPTV受信機およびサービスにかかわる技術仕様を標準化 概説1.1版、VOD仕様1.2版、ダウンロード仕様1.0版、IP放送仕様2.0版、 地上デジタルテレビジョン放送IP再送信運用規定1.4版、 CDNスコープ サービスアプローチ仕様1.4版、 インターネットスコープ サービスアプローチ仕様1.2版、 放送連携 サービスアプローチ仕様2.1版、 BSデジタル放送IP再送信運用規定1.3版、 放送通信連携システム仕様2.2版、HTML5 ブラウザ仕様2.5版、 事業者間連携メタデータ運用規定1.0版、ハイブリッドキャスト運用規定2.8版、 高度BSデジタル放送IP再放送運用規定1.0版																				
13	権 利 関 係 (I P R P o l i c y ,	定款・諸規則等: http://www.iptvforum.jp/about-iptv/teikan.html																				

	B y l a w s など)	IPR Policy 産業財産権 : http://www.iptvforum.jp/files/IPTVFJ_IPR.pdf 著作権 : http://www.iptvforum.jp/files/IPTVFJ_CPR.pdf Bylaws 定款 : http://www.iptvforum.jp/files/IPTVFJ_ART07.pdf 会費等 : https://www.iptvforum.jp/files/IPTVFJ_FEE15.pdf 守秘義務 : http://www.iptvforum.jp/files/IPTVFJ_NDA.pdf 設立趣旨書および概要 : http://www.iptvforum.jp/files/IPTVFJ_OUT.pdf		
14	備 考 (普 及 状 況 など)	規格に基づく製品の普及状況：下記ページで登録済み・届出申請事業者を公示 http://www.iptvforum.jp/disclose/		
15	更 新 履 歴	2008年	調査開始	
		2019年7月23日	更新	担当：平岡（三菱電機）
		2020年7月11日	更新	担当：堀田（三菱電機）

(注1) 日系企業とは親会社が日本企業かどうかで判断する。

(注2) 「TTC活動との関連性」とはTTCの専門委員会の活動と関連しているかを示す記載とし、理由には具体的な専門委員会名と関連している部分等を記載する。